

◎報告事項

(1) 5月の行事等の予定について

(各課)

(開会 午後2時00分)

- | | |
|--------|--|
| 教 育 長 | 令和4年第5回宇佐市教育委員会の開会を告げる。 |
| 事 務 局 | (令和4年第3回及び第4回の会議録を読み上げる) |
| 教 育 長 | 令和4年第3回及び第4回の会議録を各委員に諮り承認される。 |
| 教 育 長 | 議第26号宇佐市立小学校小規模特認校就学実施要綱等の一部改正についてと、議第27号宇佐市教育委員会事業共催及び後援に関する要綱の一部を改正する要綱について、教育総務課に説明を求める。 |
| 教育総務課長 | 議第26号宇佐市立小学校小規模特認校就学実施要綱等の一部改正についてと、議第27号宇佐市教育委員会事業共催及び後援に関する要綱の一部を改正する要綱については、関連がありますので一括してご説明します。2Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載) |
| 教 育 長 | 何か質問はありませんか。 |
| 教 育 長 | ないようですので、議第26号宇佐市立小学校小規模特認校就学実施要綱等の一部改正についてと、議第27号宇佐市教育委員会事業共催及び後援に関する要綱の一部を改正する要綱については承認とし、次に議第28号宇佐市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について、教育総務課に説明を求める。 |
| 教育総務課長 | 議第28号宇佐市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について、ご説明します。11Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載) |
| 教 育 長 | 何か質問はありませんか。 |
| 教 育 長 | ないようですので、議第28号宇佐市教育委員会事務点検評価委員の委嘱については承認とし、次に議第29号宇佐市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について、学校教育課に説明を求める。 |
| 学校教育課長 | 議第29号宇佐市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について、ご説明します。12Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載) |
| 教 育 長 | 何か質問はありませんか。 |
| 教 育 長 | ないようですので、議第29号宇佐市いじめ問題専門委員会委員の委嘱については承認とし、次に議第30号宇佐市立中学校標準服のあり方に関する検討委員会設置要綱の制定について、学校教育課に説明を求める。 |
| 学校教育課長 | 議第30号宇佐市立中学校標準服のあり方に関する検討委員会 |

設置要綱の制定について、ご説明します。14Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教 育 長
委 員

何か質問はありませんか。
標準服の見直しということで、すごくいいことだと思います。中津市ではすでに始まっているようですが、導入はいつ頃を目指しているのですか。

教 育 長
学 校 教 育 課 長

学校教育課長、お願いします。
スケジュールについて、今の予定では令和6年度から導入を考えているのですが、あくまで私たちが考えているところですので、その時期につきましても、検討委員会の中で話をしながら導入していければと考えています。

教 育 長
委 員

よろしいですか。
今から検討委員会を設置してとなると、時間はかかると思うので令和6年というのも難しいのかなと思いますが、中津市もすでに始めていますので、なるべく早めになるといいのかなと思います。制服購入にはお金がかかりますし、買い直すとなると保護者が混乱してしまうので、保護者の皆さんにも心積もりをしていただけるよう標準服のあり方について検討していることをお知らせするとよいと思います。

教 育 長
学 校 教 育 課 長

その辺どうですか。
はい。ありがとうございます。お知らせをすることも必要だと考えています。急に変わるということよりもある程度子どもたちや保護者に意向を聞くようなアンケート等も取りながら、状況が周知できるようにと考えております。

教 育 長
委 員

他に質問はありませんか。
13Pの提案理由の中で、文科省は制服・衣服や体操着の着用を認めるという支援事例を掲げているとありますが、宇佐市の場合、標準服の範囲とはどこまで検討しているのでしょうか。例えば、制服、衣服、体操服、これから言えば三つしかないのですが。

教 育 長
委 員
学 校 教 育 課 長

冬服夏服とかいう範囲のことですか。
はい。
標準服といいますと、今の制服の範囲と思っています。それから体操着です。学校で示すのはその範囲かと考えております。

教 育 長
委 員

よろしいですか。
はい。

教 育 長
委 員

詳細については、検討委員会で詰めて参りたいと考えています。
柔軟に進めて欲しいと思います。

教 育 長

他に質問はありませんか。

委員 この検討委員会設置に沿って標準服について検討を重ねていくのですが、その会議の中で話をするとってもやはり色々な情報がないと話が進まないのではないかと思います。先ほども生徒や保護者へのアンケートを取るという言葉がありましたので、広くできるだけ情報を収集できるような形で会を進めて、それを反映していく形で検討していただけたらと思います。

教育長 その辺いかがですか。

学校教育課長 情報を得る手段といたしまして、アンケートとともに子どもたちと一番接している現場の中学校長会にも情報を得ながら、それから検討委員会には保護者も代表で入りますので、その会や他の様々な場面でも声が拾えるように留意しながら進めていきたいと考えております。

委員 導入の先進校や先進地域といったところのメリット・デメリットをうまく取り込んで進めてほしいと思います。

学校教育課長 はい。

教育長 他に質問はありませんか。

教育長 よろしければこういう形で、まず設置要綱を作って委員会を立ち上げて協議をして参りたいと考えております。

教育長 他に質問はありませんか。

教育長 ないようですので、議第30号宇佐市立中学校標準服のあり方に関する検討委員会設置要綱の制定については承認とし、次に議第31号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 第31号指定校変更について、ご説明します。16Pをご覧ください。今回は学期途中の転居によるもの3件です。
(詳細は議案に記載)

教育長 何か質問はありませんか。

教育長 ないようですので、議第31号指定校変更については承認とし、次に議第32号令和4年度学校運営協議会委員の委嘱について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第32号令和4年度学校運営協議会委員の委嘱について、ご説明します。17Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教育長 追加の承認ということになります。何か質問はありませんか。

委員 追加の委嘱については異議ありません。適正規模の対象校については、本年度からアンケート結果をもとに検討が始まっていくとなっていると思いますが、今周知の段階で広くご意見をもらえるようにと言われたのですが、その他に今、周知の段階で要望や意見が学校からあがっていることがありましたら教えてください。

教 育 長
教 育 次 長

教育次長の方からよろしいでしょうか。

学校の適正規模適正配置につきましては、昨年度、本委員会、総合教育会議で方針を決定いただいたところでございます。昨年度末3月22日に対象となる11校の校長先生にお集まりいただきまして、その方向性についてお話をさせていただきました。その後、校長先生の人事異動等もございまして、約半数程度が交代したという状況の中で、5月6日に改めて、また、新任の校長先生方にお越しいただいて、今度はどういう視点でどういうスケジュールで、どういう経過を踏まえながら、検討していただきたいというようなご説明をさせていただきたいと考えております。この3月22日の事前説明会の時に、できる限り学校運営協議会が中心になっていただくということで、今のメンバーに加えて定数15名の枠内でできるだけ老若男女、それから未就学の保護者等をご加入いただいて議論をいただきたいということで投げかけをしているところで今回は佐田小、西馬城小の2校からあがってきたところでございます。他の学校につきましても新たなメンバーということでご報告をいただいている状況でございます。5月6日に再度校長先生方にお越しいただいて説明申し上げ、学校運営協議会が中心となって教育委員会と協力連携を取りながら、今後のそれぞれの地域に沿った学校のあり方をご検討いただければという状況でございます。

教 育 長
教 委 員
教 育 長
教 委 員

よろしいでしょうか。

はい。

他に質問はありませんか。

先ほど校長先生に説明して運営委員を決定されているということでしたが、校長先生は地域住民の割合や保護者の割合、未就学児の保護者の割合などは承知しているのですか。

教 育 長
教 育 次 長

教育次長、お願いします。

私が3月20日の時にはまだおりませんでした。具体的にどういふ議論がなされたかは、詳しく承知はしてないのですが、その地域、地域の状況、事情があらうかと思っておりますので、保護者が何人とか未就学児が何人というような確定したところでのお願いというところまではしてないようです。

委 員

なるべく偏った意見での議論にならないように、やはり割合的には色々な立場の方が同率でいらっしゃる方がいいのではないかと。割合が違えば結果も違って来るのかと。そのあたりを留意していただきたい。

教 育 次 長

やはりその辺が一番危惧しているところで、年齢層がかなり高齢

者の方が揃うという形になると、やはり地域の灯は消したくないというようなことで、実際に学校に通われている子どもの保護者、或いは今後通うであろう未就学児の保護者の意見が反映しにくいのではないかとこのところもございます。一部の方々の意見でその地域の総意が決定されるというのは子どもにとっては好ましくない状況も出てくるかと思ひます。できる限り多くの方々に幅広に参加をしていただきたいのはやまやまですが、やはり地域の実情がございますので、こちらの方から強制的に割合を決めてということは現状では難しいと認識をしております。

教 育 長 それにつきまして適正規模の検討委員会の委員からも同じような意見が出ていますので、その部分を踏まえて教育総務の方は説明会でも説明していると思ひます。ただ数値的に割るといふのは地域の実情があるので難しいので、できるだけ平等になるような形というお願いはしていると思ひます。

教 育 長 他に質問はありませんか。
教 育 長 ないようですので、議第32号令和4年度学校運営協議会委員の委嘱については承認とし、次に報告第1項5月の行事等の予定について、各課に説明を求めらる。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。
教 育 長 なければ、図書館から報告があるようですのでお願いします。
図 書 館 長 図書館でかつて宇佐学頭彰事業としてマンガ本を7冊作成しました。マンガ本の発行は一旦お休みしておりますが、この度作曲家の清瀬保二さんが作曲をした大分県内の小中学校の校歌のBGM集CDを作成いたしました。昨年、清瀬保二さんの没後40年という節目に当たりまして、前年度事業で年度末に完成いたしました。全国の都道府県立図書館に寄贈して全国どこからでも聞いていただける環境を作りたいと思っております。

教 育 長 何か質問はありませんか。
教 育 長 ないようですので、次回教育委員会の日程について
教 務 局 次回教育委員会の日程について、5月31日午後2時から26会議室で如何でしょうか。

教 育 長 5月31日午後2時からでよろしいでしょうか。
各委員に諮り確認のうえ、第5回定例教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後2時55分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。